



※特定個人：(a)～(d)のいずれかに当てはまる人

- (a) 50 歳以上の人
- (b) 介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受けている人
- (c) 所得税法上の障害者である人
- (d) (b)もしくは(c)に当てはまる人又は 65 歳以上の親族と同居している人

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

○その他

- ①この控除を受けるには「工事費が 50 万円を超えること」など一定の要件があります。
- ②合計所得金額が 3,000 万円を超える年分は、この控除を受けられません。
- ③前年以前 3 年分の所得税においてこの控除を適用した場合、この控除は受けられません。
- ④「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」を受ける場合、この控除は受けられません。

(4)認定住宅新築等特別税額控除

○対象となる住宅

平成 21 年 6 月 4 日から令和 3 年 12 月 31 日までに、認定長期優良住宅を新築又は新築で購入して居住の用に供した場合、又は、平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに認定低炭素住宅を新築又は新築で購入して居住の用に供した場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

○その他

- ①この控除を受けるには、一定の要件があります。
- ②入居した年の合計所得金額が 3,000 万円を超える場合、この控除は受けられません。
- ③入居した年及びその年の前後 2 年以内に譲渡所得の課税の特例（居住用財産の譲渡所得の特別控除など）の適用を受ける場合、この控除は受けられません。
- ④「住宅借入金等特別控除」を受ける場合、この控除は受けられません。

問合せ

三条税務署 TEL:(代表)0256-32-6211(自動音声案内)